第２２回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

【日時】令和4年11月17日（木）15：00～17：00

【会場】ホテルプリムローズ大阪　高砂の間

【出席委員】

岩田　三千子　　摂南大学 名誉教授

上田　一裕　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

大竹　浩司　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

岡田　明　　　　大阪市立大学　名誉教授

斉藤　千鶴　　　関西福祉科学大学 社会福祉学部　社会福祉学科　教授

田中　直人　　　島根大学　客員教授

田中　米男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

西尾　元秀　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

羽藤　隆　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

林　　幹二　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局長

山本　尚子　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

湯浅　桂輔　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

吉田　勝彦　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

〇事務局

委員紹介、資料確認　等

〇事務局

資料１－１から１－４について説明

〇委員

資料について説明

今日出させていただいた資料について、少しご説明させていただきたいと思います。ホッチキス止めで２枚なんですが、今回大阪府の方で調査をしていただいたのに合わせて私達も独自で飲食店を中心にどういう状況になっているかというのを調べました。

左上の出入口のこと、設計標準改正の資料には店舗内および通路には段差を設けないというふうなことで書かれていることもありますので、今回は出入口のバリアがどうなっているかということで調べました。写真の方は真ん中に溝と、店舗のところに段がある。5センチほどの段がある。もっと段があるところもあるんですがそうではなく、5センチほどの段があって1人でなかなか入れない。それから溝がある。溝もえぐれているわけで、そういうふうなところも結構ある。事例として左の写真には道と店舗まで少しスペースがあるので、その間を斜めに削っていただいて、スロープ状にしていただいている。そういうところもあるということを示しています。

次は2ページ目になります。店舗数で言いますと天満橋近辺と天満あたりと北浜のあたりで調べたわけですけれども、店の広さはそんなに広くない店もたくさんあるんですが飲食店に限って言いますと、道路から店内まで入れる店舗というのはここにありますように7件、10件、4件と書いていますが平均しますと18％ぐらいかなと。括弧内に書いてある数字がスロープ等がつけてあるので入店できる数です。その下に書いてあるのは、もし簡単なスロープとか、溝に蓋をすることができたりすると、入れるかなというところがそれぞれの店舗で地区で数字が書いてありまして、その図を平均すると26％ほどある。つまり今は20％弱しか入れないんだけど、ちょっと工夫をすることによって45％ぐらいまでは上がる可能性があるということが今回私達が調べたことになります。

まとめとしましては、市街地には、200㎡に満たない店舗っていうのが非常に多いわけですけれども、現在、外見だけで見ると、2割ぐらいしか店の中にアクセスできるというところがない。だけれども、今後検討していただきたいところとしましては、ちょっとしたことでパーセンテージが広がることがありますので、仕組み作りであるとか、200㎡以下の入店可能な店舗をどうやったら進めていけるかということを考えていくようにしていただければというふうに思います。例えば小規模店舗の200㎡以下も含めて数値目標を立てるとか、いろいろな形での推進の仕方っていうのはあるのではないだろうかということで、書かせていただいているのが、一つ目の資料になります。

もう一つは牛丼屋に特化した資料になっておりまして、大阪府内の約300のお店について調べました。牛丼屋ですから皆さんご存知のように、すき家とかなか卯とかお店の名前が書いてありまして、入り口に段差がなくてテーブル席があるので、利用できるところと、段差があってテーブル席があるんだけれども、なかなか入れないところがある。段差もあるしテーブルもないところ、とそれぞれあるんですけれども、今のところ合計で言うと60％ぐらいのところは入れたりするわけです。ところが残念なことに、入り口に段差があって、そこだけで入れないというところが、15％ぐらいある。次のページの写真で見ていただくと、皆さんも行ったことがあると思いますが牛丼のお店に入るところでドライブスルーとかやっているところもありますけれども、そこに入るところに、1段の段差があるわけです。スロープをつけてくれたりしているところもあるので、そこは入れるんですけれども、そこをする義務がない。ということでやってないところはやってなかったりします。なかなかホームページとか見ても、バリアフリー対応としているけれども、ここの一段のところまでは実はお店としても網にかかってないみたいで、入れたり入れなかったりするっていうのが実態です。

写真の後のページに牛丼屋ってそんなに広くありませんので、条例の対象外ではあるんですが、日常の生活に密着している施設ですから、障害者も普通に入れて食べることが大切だということを書かせていただいています。こういう状況があるので、小規模、さらに小さいお店、今回の調査でも、200㎡にも全然満たないようなお店も調査したかと思いますけれどもそういうところで障害者も自由に入れるような環境をどうつくっていくかということを今後も考えていただけたらというふうに思ってこの資料を出させていただきました。資料の説明は以上です。長くなってすみません。

〇部会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご発言に関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

質問なんですけど、店舗の種類というのと、道路と敷地との条件の違いは必ずしも一致してないと思うんですけど、そのあたりどうでしょう。牛丼屋さんは特に特徴があるんでしょうか。

〇委員

基本的には敷地内であるのに段差があるところが多いというのが実感です。

○部会長

それは理由としては防水ですかね。

○委員

理由まではわかりませんが、普通は5センチぐらいの嵩上げっていうのはだいたい防水とかでするのかなと。僕は5センチあげるのは上げるとしても、敷地の中にあるのであればアプローチできるように、アクセスできるようにほんの少しスロープがあればいけるはずなのにそこがもったいないなというふうに思います。

〇部会長

どうもありがとうございました。他にございますか。

〇委員

最近車いすユーザーの方と仕事でお話をする機会がありまして、ちょっとお茶でも行きましょうかと言って、駅まで入れる店を探しながら歩いたんですけど、打ち合わせしていた現場から駅までは15分ぐらい歩いてかかるんですけど、もう本当に行けども行けども全部お話の通り、道路から上がっているので、5センチどころか10センチ上がっているところもあります。全然入る店がなかったということですごく探してやっと一軒入れそうなお店があったんですけど。大きなファミリーレストランとかだったら、対応しているのかなと言いながら、車椅子使用者用の駐車スペースがあるのでここだったら入れるかなと思ったら下が全部駐車場で店舗は2階だから2階に上がるのにエレベーターがない。何のために車椅子の駐車場があるのだろうという話をしながら、大分ウロウロした覚えがあります。

だから今の資料を見ていて、実際行かれた店舗は段差なしと全部そうなっていたんですけど、これは中のことなのか入口なのかなというふうに見ながら、一定規模の大きなお店だったらそういうふうな出入口からも段差なしで入れるようなことはなっているんだけども現実問題はなかなか厳しいなというのを感じております。以上です。

〇部会長

どうもありがとうございました。

そうですね。何か連携してない空間作りが目立ちますね。エレベーターはエレベーター。階段は階段って、別の配慮ですね。

そうしましたら資料の1－4までの全体を通しましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

〇委員

いろいろなバリアフリーの配慮事項が考慮されていることに非常に敬服しておるんですけれども。

意外と盲点になっているのが、そういった配慮事項、施設への誘導案内表示が十分でないということを以前から結構痛感しておりました。例えば視覚に頼らない方の実際の話でも、せっかくそのための考慮をしているのに案内誘導が適切でなかったためにそれを使えなかったという話もよく聞きますし、これは先ほどの資料1－2でも、報告していただいたように改善事項の多くの場面で情報が得られなかったという改善点も挙げられていたことからもありますように、ぜひそういったことも考慮していただきたいと思います。例えば今のガイドラインの改定に向けても、これは全部に関わる話になってくるかと思うんですけれどもこの辺は何か触れられているんでしょうか。

〇部会長

ありがとうございます。ただいまの件で事務局から回答できることありますか。

〇事務局

今ご意見をいただきました案内表示ですとか、案内誘導の部分につきましては今回の改正案の中では建物への誘導というところでいきますと、少し中身の確認は必要かと思うんですが、ちょっと反映が少ないかと思われますので、確認させていただいて、必要なところはつけ加えていきたいと思っております。

〇部会長

よろしいですか。他にございますでしょうか。

〇委員

まず最初に、調査をいろいろしていただきまして本当にどうもありがとうございました。というお礼と、もう一つは、調査も、コロナのことで延期とかもある中でよくやっていただいたなというふうに思う反面、今回こういう会議を持たれるならば本来はもう1回ぐらい部会が開かれるべきだったのではないかと思いますが1回だけになってしまって、私の方もこの資料を手に入れて読むのに本当に短い時間しかなかったということがあります。

この後のことがありますので、時間はタイトだと思うんですが、全体としてこの意見交換の部分が非常に不十分なものになってしまわないだろうかというところが不安としてあります。これはいろいろなことがあって仕方のないことなのかもしれませんが、今後そういうことができるだけないようにしていただきたいというように思います。

その上で今日慌てていろいろ調べてきたんですが、大まかには1－4のことに関することでいろいろとありますので順番に要望や、ここをこう変えられないかとか、希望、それから難しいところいろいろあると思いますが、それも含めて全部、伝えさせていただければと思います。

最初に3ページのところです。ここが後の方の10ページの図も出てくるんですけれども、車椅子の便房の大きさの見直しのところが200センチ×200センチということで書かれているのが大阪府の図になっています。建築設計標準の方では220センチ程度まで書かれていますので、車椅子が大型化しているところもあって、220センチというところも考えていただきたいんですが、その表現がほとんど出てこず、10ページの下の図も、結局は200センチ×200センチというふうなところになっております。ここのところの小さい字で円も180センチぐらいということは望ましいことで書かれてはいるんですけれども、ここの最初の3ページのところにはその180センチという数字も出てこずに、最後に施設の利用者の状況を鑑みてというふうな形で非常に曖昧な形になっていると思います。220センチや180センチというところが出てこないというのは、推奨するものとしてもう少し前に出していただければというように思います。

続いて4ページのオストメイトのところです。オストメイトのところなんですが、床面積の合計が1万㎡以上というふうになっておりまして、大阪府はいろいろ基準が下がっているはずですがここは1万㎡なのかというふうなところがよくわからないところです。1.2メートルとなっているのは当事者さんからの要望だったりするのかなと。その辺もよくわからない。もしありましたらお伝えください。後の方で1.5から1.8メートルという、介護用ベッドの寸法が出てくるんですけど、ここが1.2メートルというところがよくわからなくて。もし何か理由があったら教えていただきたいというところです。

それから便所のところで、機能分散についてはここでは現れてきてなくて、実は今回新たに手が加えられてないということなので、載ってないと思うんですけれども。今万博の方で、ガイドラインができているんですが、そのことも参考にして、戸の幅とか、簡易車椅子の便房の広さについても記述が必要じゃないかというふうに思います。それから、オールジェンダートイレの設置についても、望ましい基準には追加するべきではないかと万博のガイドラインには載っているので、それも参照していただいて、機能分散のところも付け加えていただけたらというふうに思います。それから細かいことですが、男性用の小便器は他のところで出ていたかなと思うんですが、杖ホルダーを白杖を使う方のために設置することが望ましいということは、細かいことですけど、書いていただけたらというように思います。

それから8ページになります。8ページは車椅子使用者用便房の計画のところですけれども、複数テナントが入居する建築物の場合は、テナントごとに車いす使用者用便房等を設けるのでなく、複数のテナントが共同利用できる位置に設けると書いてあるんですが、建築設計標準のガイドラインでは、基本的に各店舗に設けることであって、テナントや商店街では共同設置も可能というふうにしているんですが、ここは基準が下がっているんではないかということと、複数テナントのビルだけじゃなくて商店街もありますので、商店街もこういう基準に当てはまるように書いていただきたいですし、望ましい基準でなくできれば設置するとの形で義務化をしていただきたいのですがそこは私達車いす利用者の希望ということで、そういう意見も出ておりますのでご検討いただきたいところです。

続いて、駐車場のところになります。11ページです。11ページについては先ほどもありましたけどロック板が上がったり下がったりする駐車場のタイプですけれども、これはここに反映されているのかというのがよくわからないところがあります。この機械式というのはロック板のことと当てはまるのかなというのがよくわかりませんので、駐車場の床に設置されているロック板などにより、運転席からの乗降の妨げになるものは設置しないみたいな書きぶりが必要じゃないかと。それから質問として四つ目の丸のところに乗降スペース寸法は、140センチ以上170センチ以上というふうに書いていますが、ここは何かこの数字の根拠があるのかということと、五つ目の丸に記されているスペースを含めて350センチ以上っていうのは、適合義務項目に記載のあるものじゃないのかということがあって、望ましい整備の基準ではないんじゃないのかというふうなこともありまして、お答えいただけたらと思います。

それから、元々のガイドラインの駐車場のことについて、共同住宅等については、いろんな人が使うものではないので、適合義務の対象とはならないというように書いていますが、そういうところも含めて本来は見直していくべきではないんでしょうかということです。あと国の方で検討会が実施されているようなので、それを変えたときにどうするかということも考えていただきたいということです。

続いて、13ページになります。大人用の介護ベッドが150センチ以上で、これはいろいろ議論もあったんですがやっぱり最終的に150センチって、そのまま寝るには少し短いのかなというところもありますので、これはもう少し長くできないのかというところでご検討いただきたいところです。

13ページのところは、先ほどご説明もありましたけれども、画面の映り込みの防止とありましたけれども、映り込みももちろんあるんですけれども、角度によって見えなかったりする液晶も増えていますので、ここはしっかりと見えるということがわかるような記述にしていただけたらいいのかなというふうに思います。

あと16ページ、それから17ページのところにレジカウンター1レーンは、90センチの幅確保とか、それから飲食店の可動席が2分の1以上というのは、望ましい整備であるというところであれば、それがされなければ、結局は入れないという状態にもなってしまいますので、できればこういうところは、本来は義務にしていただきたいというように思うところです。

それでその下の18ページです。18ページは、車椅子席のサイトラインの確保の義務が書かれていません。東京都の福祉のまちづくり条例の施行規則にはサイトラインのことも書かれているんですけれども、そこの部分は大阪府としてはどういうふうに考えるんだろうということがあります。それから同伴者の席です。これはこの図ではわかりにくいんですが、パイプ椅子とかでも座る人がいるので、そういう形でも可能だというようなことは、書いておいていただかないと。駄目と言われることもありますので、作りつけの椅子じゃなくても可能、それで横に配置する。そういうことを書いていただけないだろうかというふうに思います。あと実は18ページの上のところにものすごく小さい数字の書いているものが出てきているんです。これは資料の2－4の方で、いわゆる車椅子席を何席用意するかというふうなことが書かれているところなんですけれども。2-4のところでまた説明があるとは思うんですけれども、この誘導基準の省令の改正についてというところで、ある程度数を増やしましょうとか、数を増やしたら複数車いすが行ける場所を作りましょうとか書いているんですが、大阪府の方は基本的に一番下の黒四角で囲んでいるように、例えば100を超え400以下のものは2席というように決まっています。これは大分、上の基準と差が出てしまうんですね。例えば400席あるところだと、上の基準でいうと、6席になるんですけれども、府の基準だと3席になるんです。増えれば増えるほど倍かそれ以上の差が出てくる。あまりに差が大きいので、今後いろんなところに作っていくとどうしても少ない方に合わせて最低基準を守ろうとするところも多くなってくるので、本来は元々の大阪府の施行令のところをどう変えていくかということも今後検討していただきたい。あまりに今度のこの省令の改正との乖離が激しいところがありますので、これは今回の課題じゃなくて、次の課題になるかもしれませんがそういうところもご検討いただきたいというように思います。以上です。

〇部会長

ありがとうございました。たくさんいただきました。

いくつかに分類できるんじゃないかと思うんですけど、数字の根拠というのは、例えば日本建築学会の人間工学の委員会の中でもよく問題になります。根拠はどうなっているんだと。実験したデータはあるのかと。結論から言うとですね、まだ全て揃っていないんですよ。ということでまだまだ調査とか実験とか確認する必要があるんですが、政策的にここまではやれるだろうとか、それをカバーするための代替案としてどういうことがあるのかという、そっちの方も含めて、項目を整理する必要があるんじゃないかと思っております。

まずもって、先ほどのお話の中で、トイレの関係がすごく多かったのと、それから客席ですね。規模によって私も参加させていただきましたが、単独でやるということになると到底無理で、トイレを作るぐらいなら通路をもっと広くしなさいとかというレベルもありますし、だから物によって必要だとか、代替手段があるかないかとかですね。そういった現実の可能性からもちょっと攻めていかないと、あんまり理想論でギャップの大きいものを作っても誰も守ってくれないし、それでは困りますので、ワンステップ、小さなステップでもいいから、実効性のあるものを目指すようなガイドラインに変えていった方がいいんじゃないかと、私個人はそう思うんですが。西尾委員の方でも今日たくさん言っていただいたんですけど、事務局の方にもっと理解していただけるように何か書いていただくとかですね。時間取ってもうちょっとやりたいなと思ったんですけど、どうでしょうか。

メール審議みたいな形でもいいんですけど。このまま終わってしまうと結論が見えないまま終わったという。

〇委員

ありがとうございます。そういう形でも取り上げていただけたら、こちらとしてもありがたいので。そういう形でもお願いできたらと思います。

〇部会長

わかりました。

事務局の方から何か手順につきまして、提案したんですがいかがでしょうか。時間もあまりない中で、的確に答えていかないといけないと思うんですけど。

〇事務局

たくさんご意見いただきましてありがとうございます。会長におっしゃっていただいたように、例えばメールで府の考えに対して皆さんのご意見をいただくというような形でやりとりをさせていただけたらというふうに思っております。

〇部会長

よろしいでしょうか。皆さんいかがですか。

そのように進めさせていただきますので、どうぞご協力よろしくお願いします。

〇委員

一つだけ言います。申し訳ありません。

今ですね2階建てのコンビニが非常に増えていまして、イートインの客席を増やそうとするんだと思います。大阪市の中心地とかにすごく多くなってきておりまして。トイレを作るときは車椅子用トイレを設置するとなるんですが、全部2階につくるんですよ。そうなると、トイレを設置する場合は車椅子トイレを設置する。1階じゃなくて、2階に作ったって基本何も言われない。でも、階段しかないので、階段を上がったところにイートインのスペースと車椅子用のトイレがあるという、非常におかしな状態になっている。一番使いたい人が使えないところに設置されることがありますので、大阪市か大阪府の方の条例なのか、何とかしていけたらいいのかなというように思っているところです。ここは今具体的に何をどうしろということでもないんですが、問題として認識の共有化をこの会でできたらということで、ご発言させていただきました。以上です。

〇部会長

ありがとうございます。大分時代の流れもありますね。

いかがでしょうか。関連質問がありましたらお受けしたいと思いますがよろしいですか。

先ほどのようなメール審議で詰めていくことにしたいと思います。

〇委員

ページ7の中で、トイレの望ましい整備。現行と改訂案と書かれていますがその改定の中で、下から二つ目の丸にトイレのドア、便所またはブースの中に災害対策の配慮の方法というのが書いてあります。災害と言いますと命に関わる、避難できなくなる、という意味の対策だと思いますが、でもこれはなぜ望ましいという書き方をしているんでしょうか。既存の建物の改正はなかなか難しい面はあるかと思いますが、新しい建物をつくる場合だと、義務という対応をする。

皆さんに聞きますが、何が望ましいというのかどの程度までがいいのか。イメージ的なレベルは困りますので、義務的というか、そのような書き方。災害に対しては、他の人、障害者の方も含めて、聞こえる人はこの設備がなくても、どこかで放送が聞こえたらわかると思います。しかし私達聞こえない者だったらもう方法がありません。そういう違いを理解していただきたい。そういう書き方にしていただきたい。よろしくお願いします。

〇部会長

ありがとうございました。ただいまのご質問に対しまして事務局からお答えいただけないでしょうか。

〇事務局

今、災害に関する、命に関するものについては義務にしてほしいということで、資料7ページ、点字資料でいきますと38ページの部分のご意見かと思います。災害に関する部分についての義務というところのご意見ということなんですけれども、府のガイドラインとしましては建付けとしまして、義務が必要な整備基準、それと、望ましい基準という大きく二つがございます。こちらの部分については今、望ましい基準ということで、案として書かしていただいているところではございますが、まず災害、命に関する部分についてどういうことができるのかというのは、検討させていただけたらというふうに思っております。

○部会長

今のご回答なんですがよろしいでしょうか。少し検討したいということで。

〇手話通訳者

　うなずきつつ首をかしげているような感じです。

〇委員

私の方から2点ございます。

一つは既に義務化がされていればいいのですけれども、部屋、旅館とかホテルの部屋で、ここについてはある程度スペースが確保されてあってターンができるということは、そこそこ義務化されているというふうに考えています。しかしながら、お風呂とかトイレで水が部屋の中に入り込んできてはいけないけれども、その高さがあるがゆえに利用できないというのがこの点につきまして義務化されていればいいのかなというのは、一つ確認したいなと思っております。

次に２点目でございます。バリアフリーの状況につきましてホームページ等に載せるという話があったかと思うんですけれども、既存施設の方につきましてなかなか進んでいないように考えております。やはりこの部分につきましても、利用する立場から、障害者の立場からできるだけたくさんのものを掲載していただきたいと考えています。

それにつきまして今後どのような形でそういうことを促進されるのかにつきまして、お考え等ございましたら、よろしくお願いいたします。以上です。

〇部会長

どうもありがとうございます。

事務局の方からご回答お願いします。大きく2点あると思います。

〇事務局

今、質問の中で、ホテルのユニットバス、お風呂とかトイレの入り口の段差の話をされていると思うんですけれども、こちらの方も令和2年に条例の方を改正いたしまして、ユニットバスの入り口については、段差をなくすこと、一般客室についても段差をなくすことというふうに義務付けをさせていただいておりますので、今後建てられるホテルについては段差がなくなっていくというふうになります。

もう一つ情報公表の件についてなんですけれども、今いろいろ働きかけをさせていただいております。昨年度に引き続き今年度も、この後報告事項で挙げさせていただいているんですけれども、業務委託の方をさせていただいておりまして、今ホテルのアンケートであったり、現地調査の方をさせていただいております。その中で公表についても働きかけを随時行っておりまして、今後もその委託業務がなくなったとしても働きかけを引き続きしていこうと思っておりますので、増えていく方向になると思います。以上です。よろしくお願いします。

〇部会長

ただ今のご回答でよろしかったでしょうか。

〇委員

ありがとうございます。

2点目はそれでいいのかなと思います。

ただ我々についての課題で既に義務化されているということは嬉しいことなんですけれども、既存につきましてもやはり何らかの方法で今後推進の程お願いできればと思っております。検討のほどよろしくお願いいたします。

〇部会長

ありがとうございます。

お金のかかることですよね。

〇委員

まず今回、いろいろ調査した結果をうまくきちんとまとめられて、こういう形で改訂の内容が出されたわけですけども、先ほども言われたみたいに、その結果について、もうちょっとディスカッションや議論を重ねた方がいいかなというふうに思うんです。

実は今日の資料も月曜日ですかね資料が届いたのが。私も全然時間がなくて、十分見ることがなくて。非常に大事な内容だったんですけども、先ほど会長の方からまたメールでもやれるということなんでそういう形でも対応したいと思います。

いくつかあったんですけども、一つだけきっちり確認しておきたいのは、先ほどの資料1－3。新しいガイドラインの改訂の中の望ましい整備の駐車場のとこなんですけども、やっぱり私達が車椅子で出かける場合に障がい者駐車場に停めた場合にロック板（フラップ板）、これがもう圧倒的に多いんです。車椅子用の駐車場があってもこれがついていると非常に苦労してるところなんです。先ほどの検証報告の中でも、これがあると利用しづらいということじゃなくて、車椅子、私達全く立位ができない者にとっては、利用しにくいよりも利用できないんです。

私達は全国の支部があって、みなさん、それは外してほしいという声が上がっています。だから車椅子駐車場、障がい者駐車場という形に位置づけるならば、そこにはフラップ板をつけないで欲しいというような形で声を上げているんです。私の住んでいる箕面市の中では、郵便局もついていて、言ったら逆にしてくれました。右のやつを左にと。そうすると駐車の入れ方がまた変わるんですけど。そこはたまたま逆に入って駐車できることになったんですけども。今回検証視察で、私は平野郵便局に行った時もフラップ板があり、逆に入ろうとすると隣とのスペースがなくなり、それもできないと。ということを考えると、やっぱりフラップ板があることで使えません。そのことが記載されていません。車椅子用駐車場はフラップ板を外すような形にしていただけないかなというような記載ができないかなというように思うんですけども。以上です。よろしくお願いします。

〇部会長

どうもありがとうございます。

事務局の方から、ただいまのご要望ご意見につきまして、ご回答いただけないでしょうか。

〇事務局

ありがとうございます。

ロック板があって昇降できないということも踏まえまして、11ページの方ですね、点字資料でいきますと41ページから43ページの方なんですけれども、こちらの記載の内容につきましては先ほどご意見もございましたので、メール議論をしていく中で、もう少し具体にはっきりとわかるようにということかと思いますので、少し記載の方を考えさせていただきたいと思います。

〇委員

実は前のこの場でも言ったことあるんですけども西尾委員から出された資料の中に、この中で一番目に書かれている好事例ということで、これはドアの幅が広いからしかも段差をスロープで繋いでいるから、これはもう好事例ということで言われていると思うし、これはこの通りだと思うんですけども、実はこのスロープの長さが非常に短いんですけども、これ自動ドアですけども、これで車椅子の場合に入ろうとすると、実は入れないんですよ。スロープの下からは当然ドアは開かないし、ドアを開けようと思ったら、このスロープの傾斜の途中で止まらないと駄目ですよね。だから、ここは角度をもっと緩やかにするか、やっぱり長くするか、これは立地条件、スペースの関係でかなり限界あるんですけども。こういう店何回か行ったことあるんですけれども非常に困ってましてね。自分で開けられないから、外から声を上げて開けてもらうか、通りの人にちょっと手伝ってもらうとかいうような形をしたんですけども、ちょっと相反する部分もあるんです。これはこの傾斜の角度を、10度とか15度ぐらいだったら、スムーズに入れるというようなことなんで、店舗なんかの図も全部出入口のとこ書いていますけど、出入口の幅とか、段差がないようにというような形の表現にはなっているけども、それはそれで非常に大事なことなんですけども、そこに幅が短くて傾斜があると入れないという現状もあるということを何とかできないかなと思います。

〇部会長

いかがでしょうか、事務局の方から何かお答えすることありますか。

〇事務局

今いただいたご意見をガイドラインの方にどういう書き方になるかこれから検討いたしますが、反映できるように、少し考えさせていただけたらと思っております。

〇部会長

　よろしくお願いします。他にございませんか。

なければですね、時間の関係もありますので、まだ説明いただく資料もありますので、それを優先して先に進めながら、戻ってまた議論することも含んでやりたいと思います。よろしいでしょうか。

そしたら資料の2-1以下ですね、これにつきまして順次説明をお願いできますか。

〇事務局

資料２－１から２－４について説明

〇部会長

どうもありがとうございます。

ただいまのご説明の資料の内容につきまして、ご質問ご意見ありましたら、よろしくお願いします。順番にいきましょうか。

まず1番目、2－1のところですね。いかがでしょうか。

鉄道駅等のバリアフリー化の促進ということでいただいていますが、ここに挙げられている駅の状況等は、皆さんご覧になっておられるんですか。何か特徴的なところを事務局から、ご紹介いただけないでしょうか。どういう点でバリアフリーが必要なんですか。

〇事務局

現状として現地いろいろ見ている部分もございます。今年度設置をされます東貝塚駅につきましても、昨年度末に現状を確認させていただきまして、まず1ルートについてはこの東貝塚駅にエレベーターがつくことで、一つのルートは、大阪府下の1ルートがない駅についてほぼ出来上がるというふうになっています。できていないところに関しましては、連立事業で高架、上空の駅になることでエレベーターがついたり、スロープをつけて緩衝されるという駅もございます。そういったところでだいたいの駅は一つのルートを確保して車椅子の方でもご利用していただけるような駅舎になるというふうになっております。

あとＵＤ視点に立った駅舎についてなんですけれども、こちらも一つのルートだけではなくて、2ルート目、3ルート目ということでつけております。確かに大正駅については不便な、本当に1ヶ所、降りることができて駅舎に入れるんですけれども、違う場所に上がりたいとなればすごく上に上がってから歩道橋を渡り、道路を渡りながら、行かなきゃいけないというような駅舎になりますので、こちらもこのルートができることで便利な駅になるかなと感じております。

〇部会長

どうもありがとうございます。また現場、チャンスがあれば拝見したいと思っております。よろしくお願いします。

この今の資料の裏ですが、バリアフリー料金に上乗せする５社さんのところですね。ここにホーム柵とかあるんですが、質問したいんですけど、ホーム柵もいろいろあるように思うんですが、どういう柵が利用者にとっていいのかの調査とか、そういった決めるときのスペックの決め方ですよね。この辺は何かあるんですかルールとか基準が。

〇事務局

ホーム柵につきましては、我々の方で管轄していないもので、今ここでお答えすることができないのと、あとは駅の構造上どうしてもつけられないようなホーム柵の構造もあるようで、上から降りてくるものであったりとか、ロープ状のものしか付けられない構造の駅もあったりとか、前で開け閉めできるドアがあって通常は閉まっていて落ちないようになっているというのがいいのかなと思うんですけれども、形式については、やはりその場所、場所で作れるものを選定して付けていっているというのが現状かと思います。

何度か鉄道事業者さんと話をさせていただく中で、そういったような感じのことをおっしゃっておられましたので、現状を見て付けていっているというところだと思います。以上です。

○部会長

　ありがとうございます。実際使う立場からのご意見ですね。

〇委員

今の話でちょっと気がついたんですけども。管轄外ということなんすけども、ホーム柵で今年の初め、3月でしたか5月ですかね。桜島駅でしたかね、国交省の方から実証実験で、ホーム柵がロープ状にするというので、その間、皆さん視察来てくださいというようなことを組織を通じて案内をもらったことがあるんですけども、私はちょっとコロナが流行ってた時期だったんでいけなかったんですけども、そのことの情報を知っているのがあれば、もしわかれば教えていただければと思います。

〇事務局

覚えている限りで申し訳ないんですけれども、ロープ状というわけではなくて、まず電車に乗り込む際に、普段車いすであればちょっと溝があったり段差があって入れない、簡易のスロープを持ってきてくださって、それで乗り降りをしていただくというところを今もしているかと思うんですが、実証実験では、ホームが上がる。駅舎がついてドアが開くとホームが上がるというようなものを実証実験しておりました。それとは別に夏前ぐらいにホーム柵ではなくて人が落ちたときに感知するようなセンサーがあって、それをつけることで落ちた人、落ちたときに感知してもらえるというようなものを実証実験していたのは聞いております。その後がちょっとわかってないんですけれどもそういったことをしているというのは聞きました。

○委員

　ホームが上がる？

○事務局

ホームの端がちょっと上がる。出て上がる。ドアとの差をなくす。

〇委員

何年か前に沖縄の那覇市の方に行ったときに、モノレールに乗ったときに同じようにホームで、電車が着いたときに、ちょうどドアの部分のホームのところの1ｍあったかな、パカッと上がって、そのまますっと入れるというような形が、あったんですけどもそれも同じようなことなんですね。

○事務局

そうですね。そういうふうにＪＲさんの方にはお聞きしております。

○委員

今会長が言われましたようにいろんな形があるので、別にこれ各社いろんなホームドアをつけるけども、それはもうそれぞれの会社が、違うということがあるということですね。一律じゃないってことなんですね。

○事務局

　そうです。

〇部会長

ありがとうございます。

やっぱり適材適所で、いろんな事情も勘案しながら決めていくことですよね。

皆さんの方からも積極的に発言とか提案していただきたいなと思います。

そしたら次の資料の2－2の方にちょっと移行したいんですが、バリアフリー基本構想等の作成見直しの促進に関する報告いただきました。ご質問ありますか。いかがでしょうか。

〇委員

バリアフリー基本構想ということで、マスタープラン作りとかも推進されているわけですけども、先月地元で行政といくつかの問題のうちの一つとして懇談したんですけども、年初に要望書を出して、バリアフリー法に基づくマスタープラン作りをしてほしいと言ったら、今は予定はありませんという返事だったんですけども、改めて今回も聞いたけども同じ返事で、予定はないし、また作るとしても、今ある障害者政策推進協議会というのがあるんですけども、その場でやれるから特に作る必要はないというような認識を示されたんです。

なかなかもう一つよく理解されてないのかなというふうに思ったりするんですけども。今府下的に見ても少しずつ進んでいるけども大きく広く進んでいる状況じゃないので、やっぱり行政、府としても、もっと促進できるような理解を深めるような対応が必要じゃないかなというふうに思ったりするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

〇事務局

市町村のバリアフリー基本構想の作成見直しに関してなんですけれども、大阪府としても、これまでも、市町村の方に作ってないところは作るように、作っているところでも時間が経って現状と合っていないような計画ですとか、あと新たに取り込むエリアがあったりとかっていうところもあるかと思いますので、そういったところを市町村の方にずっと働きかけはしております。ただなかなか市の方で動いていないというのが現状でございます。そういうことも踏まえて、近畿運輸局とかですね、そこと連携しまして、各市町村へのセミナーといいますか講演会みたいなのもできたらいいなということで、今調整をしているところではありまして、これが整えば、市町村の方に広く周知していって、参加をいただいて、さらに働きかけていきたいと思っております。

〇部会長

どうもありがとうございます。

ただいまの件につきまして、ご発言いただいていない委員の方から感想とか、提案をいただくと嬉しいんですけど。いかがですか。

〇委員

単純に考えると大阪府がこういう構想を持っているから、市町村として、時間もお金もないし大阪府任せですよとそういう発想でしょうか。という気がするんですが。そのときそれでもいいからうちは大阪府に準じますよという発声はやっぱり欲しいなと思うんですね。うちはそれで頑張りますよっていうそういう発声が欲しいと思うんです。だから、求めるレベルをちょっと下げてあげればカウントに入るんじゃないかなと。そうすると大阪府全体としてパーセンテージ上がるからみたいな単純な発想なんですけどいかがでしょうか。

〇事務局

この基本構想ですとかマスタープランというのは市町村が作るということになっておりまして、大阪府としては持っていないものになります。その上でやはり地域の実情を踏まえて、市の方で面的に一体的にバリアフリー化を進めるということで、こういった構想とかマスタープランを作っていただくというのが第1になっておりまして、大阪府では作れないものですから、市に働きかけはしてはいるものの、市として、現時点で動けないというようなこともあり、なかなか進まないというところがありますので、市としてのメリットとか、そういったものもうまく訴えかけられたらなと思っているところでございます

〇委員

そのロジックは、理解できているんですけど、それだからできないってところがあると思っているんですね。ちょっとそこ発想を転換して、こういうやり方でもいいですよみたいな発想があれば、できないとか意識が低いのはあるかもしれないですけど意識ゼロっていうところは多分ないと思うので、もうちょっとお手伝い、優しく見守れるような方法はないかなという気がしますので、お願いしたいと思います。

〇部会長

どうぞよろしくお願いします。

続きまして、他にございませんでしたら、ホテル、旅館についてのバリアフリー情報公表についての2－3の資料につきまして何かありますか。

特にないようですので、続いて2-4のですね、省令改正について、ここにつきましていかがでしょうか。

そしたらですね事務局にお願いしたいんですが、その他、災害時、緊急時に対応した避難経路などのバリアフリーについての説明をお願いします。

〇事務局

災害時、緊急時に対応しました避難経路などのバリアフリー化についてご報告をさせていただきたいと思っております。資料の方は綴じておりませんので、申し訳ありませんが口頭でのご説明とさせていただきます。

まず大阪府におきましては地域防災計画という災害、防災の大元の計画がございまして、その中で避難受け入れ体制の整備において、一時避難所や広域避難所、避難路について、避難行動要配慮者にも配慮して整備するということをうたっておりまして、避難路の段差解消や、誘導ブロックの設置、要配慮者に配慮した施設整備ということがうたわれているところでございます。

避難所につきましては、市町村や地域の方が設営・運営されることになるかと思うんですが、大阪府の危機管理室の方で、避難所運営マニュアル作成指針というものを持っておりまして、その中で避難所となる施設では、情報を確実に伝達する、コミュニケーションを確保するための設備の整備充実を図るということをうたっております。特に留意事項として、障害等の状況に応じて多様な情報伝達手段を確保するとか、視覚障害者の方には音声による伝達手段の確保、聴覚障害の方には、パソコンや広報掲示板などを設置、知的障害の方には、カームダウンスペースの確保、そういったことも留意しながら、やっていくというようなことがうたわれております。

特に市町村においては、要支援者名簿の作成が義務になっておりまして、名簿の作成は実施されているところでございます。現在2021年の災害対策基本法の改正を踏まえまして、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針によりまして、個別避難計画、これは努力義務のようなんですけれども、計画の作成に取り組まれているところでございます。

このような形で、災害時の避難等については取り組みが進められておりますので、この場でご報告をさせていただきました。

〇部会長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問とかありますか。

〇委員

今お話がありましたように災害が起こったときに対応がほとんどだと思いますけれども、また繰り返し説明をしますけれども、今回のバリアフリーの面で災害が起こったときもきちっと障がい者に対して優しい建物という構想が必要だと思います。そのための十年後を考えたら、今の望ましいという表現が必要なのかもしれないけれども、数年後には義務化に変えていくというような動き、そういう方針が見えてこないので、いつでも障がい者はそういう不安を持っていると思います。死亡事故とか裁判が起こらないように、確認を積み重ねていくことが大切かなと思います。以上です。

〇部会長

どうもありがとうございました。

事務局から何かありますか。ただいまのご発言につきまして。

〇事務局

先ほどもご意見いただきましたけれども災害時のことについて望ましいということよりも、義務ということが必要じゃないかというご意見かと思います。

まず望ましいということで、現時点で改訂させていただいて、多くの人に周知し、わかっていただくということをまずさせていただければと思っております。義務化については将来的に検討させていただく場面が出てくるのかもわからないんですけれども、まずは望ましい整備でさせていただければと考えております。

〇部会長

どうもありがとうございました。

事務局から仰せつかった議事の内容につきましては、今日皆さんのご協力を得まして、だいたい終わったんじゃないかと思いますが、これで閉じてよろしいでしょうか。

〇委員

可動式ホーム柵の点で私の方から発言がずれてしまいまして申し訳ございません。

可動式ホーム柵はやはり、ホームからの転落防止をする上で大変効果的なものでございます。

またそのホームの構造や強度につきましても緩和されるところかなと考えております。しかしながら利用する立場からいたしますと、できればロープ式をやめていただきたい。せめてバーの場合でしたらいいんですが、特に足元から物を落とす、最悪杖を落とすというケースもございます。経費の問題もあろうかと思いますが、先ほど教えていただいた料金にお金を出してバリアフリー化を推進するという点もございましたので、同じつけていただくのであれば、ロープ式の方はできればやめてほしいというのが利用者の立場からの意見でございます。以上です。

〇部会長

どうもありがとうございました。このご意見につきまして、ご意見ありますか。

いかがでしょう。わかることで、

〇事務局

先ほどの意見等につきましては、我々として鉄道事業者様に意見交換をさせていただく場では要望としてお伝えさせていただきます。我々は形式を決めるということができないもので、要望としてはお伝えさせていただきます。以上です。

〇部会長

どうもありがとうございました。

他にないですか。

〇委員

すみません時間がない中で。一点だけお伺いしたいんですけど。もしかしたら管轄外で答えられないかわかりませんけども、ユニバーサルタクシーについてですが、これ以前にもお伺いしまして、大阪は東京に比べて大きく遅れているということだったんですけども、聞くところによりますと大阪府、2025年の万博に向けてかなりUDタクシーの普及というんですかね、促進を図るという具合に、また予算化もされたというようにお伺いしたんですけども。

そのことでどういう内容になっているかというのがわかればお答え願いますし、もしわからなければまた次回でも教えていただきたいと思いますけども、よろしくお願いいたします。

○部会長

いかがでしょうか。わかる範囲で。

〇事務局

すみません。大変申し訳ないんですけれども所管はまた別のところでしておりまして、ちょっと情報持ち合わせておりませんので、また次の機会にさせていただければと思っております。申し訳ございません。

〇部会長

よろしいでしょうか。

皆さんどうもありがとうございました。予定した議事につきましては、だいぶ積み残しの宿題があったと思うんですけど、メール審議等でやるとか、あるいは個別にまたご意見いただく形で事務局に検討していただく。できましたら近々にまた次のステップとして、審議会関係のこういった部会とかですね、開かれることを期待したと思いますが、ぜひ事務局にて具体的なことで、ご質問ご意見、ご提案をいただくといいのかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

まだまだ言い足りないことがあったと思いますが、時間の関係もありますので、これで一応閉じたいなと思います。どうもありがとうございました。

それでは事務局の方に返しますのでどうぞよろしくお願いします。

〇事務局

建築環境課長の吉川でございます。本日は大変いろいろご意見ありがとうございます。時間が非常に少ない中でご意見いただくことになってしまい大変申し訳なく思っております。部会長はじめ皆様方のご厚意に甘えまして、メールでいろいろご意見をいただいて、内部でも調整をさせていただきたいと思っております。ぜひとも具体的にいろいろなことをブラッシュアップできればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〇事務局

本日は皆様の貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。田中部会長におかれましては、審議会並びに検討部会の会長として長きにわたりお世話になってきましたが、今回の部会で退任されることとなりました。部会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

〇部会長

皆さんどうもお疲れ様でした。

今事務局からご紹介いただきましたように、長きにわたり居座っておりましたけれども一応交代するということで、今日をもって退任したいと思います。

早いものでもう相当な年月の中にいろんな社会的な事項ありました。一番大きな動きは2025年に大阪で万博があると。私も1970年の大阪万博のときに非常にワクワクドキドキしまして、そのドキドキ感を持って、神戸市でやったポートピアAＴ1の博覧会協会に4年もいまして、パンダちゃんの建物の設計であるとか、サインとかトイレとかピクトグラムはどうかとか、もう今出ているような問題はほとんどいろいろユーザーの方、利用者の方、市民の方、外国の方、いろんな方から、場合によってはレストランの店主から怒られまして、サインデザインがなってないと、そんなことするからうちは商売あがったりだと怒られながら、しがみついて4、50年経つ間にバリアフリー福祉のまちづくりを取り組んでまいりました。

ここにいらっしゃる学校の先生だけじゃなくていろんな方のご指導いただきまして、特にこういった審議会とか、部会でいろんな意見を言っていただきまして、デスクワークで見ているバリアフリーではなくて生身のそういった方の要求とか希望、そういったことを察知することができました。一応この審議会関係の委員は引きますが、私のライフワークとしてこれからも取り組んでいきたいと思いますので、またどこかでお会いしたときとか、いろんな共通でやる勉強会にはぜひ呼んでください。これからも体に気をつけて頑張りたいと思います。皆さんも頑張って一緒に長い長寿社会の支えとして社会で活躍していただくことを希望しております。どうもありがとうございました。

〇事務局

田中部会長ありがとうございました。では最後に、副理事より挨拶申し上げます。

大阪府都市整備部、住宅建築局副理事の日野出でございます。

田中部会長ありがとうございました。田中会長におかれましては、大阪府の福祉のまちづくり審議会それから、この検討部会の委員として今回をもってご退任いただくということでございます。本当にお世話になりました。

福祉のまちづくり審議会が福祉のまちづくり推進委員会だった時代平成16年からでございますけれども、その時期からご参画いただいておりまして、通算いたしますと、19年ということで、非常に長きにわたりまして大阪府の福祉のまちづくりにご尽力いただいたところでございます。現在大阪府がこのように福祉のまちづくりについてしっかり取り組めておられるのもですね、ひとえに田中会長の御指導の賜物であるというふうに考えております。委員はご退任されますけれども、引き続き大阪府の福祉のまちづくり行政の進展を見守っていただきたいなというふうに思っております。

これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

あと本日委員の皆様におかれましては、様々なご意見ありがとうございました。特にガイドラインの改定につきましても本当にたくさんのご意見をいただきました。会議の中でもご説明しました通り、私共としては年度内に改定ということを目指して今取り組んでおります。

今日いただいたご意見、まずはちょっと整理をさせていただいてまたメール審議ということでメールでのやりとりなどもさせていただきながら、しっかり今回の改訂で反映していくもの、あるいはもう少し時間をかけて議論していくものをそういったものをちょっと整理しながらですね、改定に向けて進めていきたいなというふうに思っております。

本日は長時間にわたりまして本当にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。